

# 農地所有適格法人について

平成30年11月  
農林水産省

# 1 農地所有適格法人の要件について

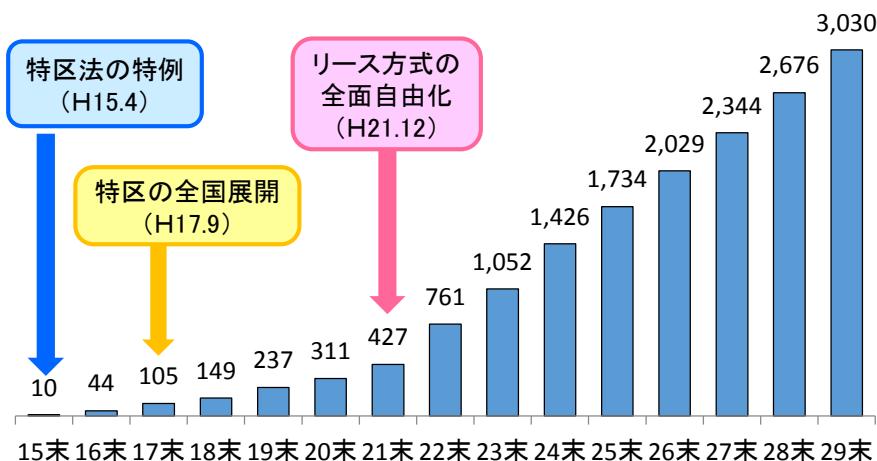
- 法人の農業参入の要件については、①平成21年にリースの自由化、②平成28年に農地を所有できる法人の要件緩和を行うなど、農業上のニーズに対応するため、見直しを行ってきた。
- 更なる農地所有適格法人要件の緩和等について、平成26年6月の政府・与党決定において、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年3月1日施行)の5年後見直しに際して検討することとされている。

要件	リース方式 (平成21年12月)	所有方式	農地法改正 (平成28年4月)	国家戦略特区の特例 (平成28年9月)	○ 農協・農業委員会等に関する改革の推進について(抜粋) 【平成26年6月政府・与党決定】  更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討する。  所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法(国の没収等)の確立を図ることを前提に検討するものとする。
法人形態	規制なし	株式会社(株式に譲渡制限があるもの)、持分会社、農事組合法人		規制なし	
事業	規制なし	売上高の過半が農業及び農業関連事業(加工・販売等)		規制なし	
構成員	規制なし	農業者以外の議決権が <u>1/4以下</u> であること	→ <u>1/2未満に緩和</u>	規制なし	
役員	役員等の1人以上が農業に常時従事すること	<ul style="list-style-type: none"><li>役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)であること</li><li>更に<u>その過半</u>が農作業に従事(原則年間60日以上)すること</li></ul>	→ <u>変更なし</u>	役員等の1人以上が農業に常時従事すること	
その他	農地を不適正利用している場合、賃貸借の解除をする旨の契約が、書面で締結されていること 等	—		農地を不適正利用している場合、農地の所有権を地方公共団体に移転する旨の契約が、書面で締結されていること 等	

## 2 リース方式の農業参入の活用実績について

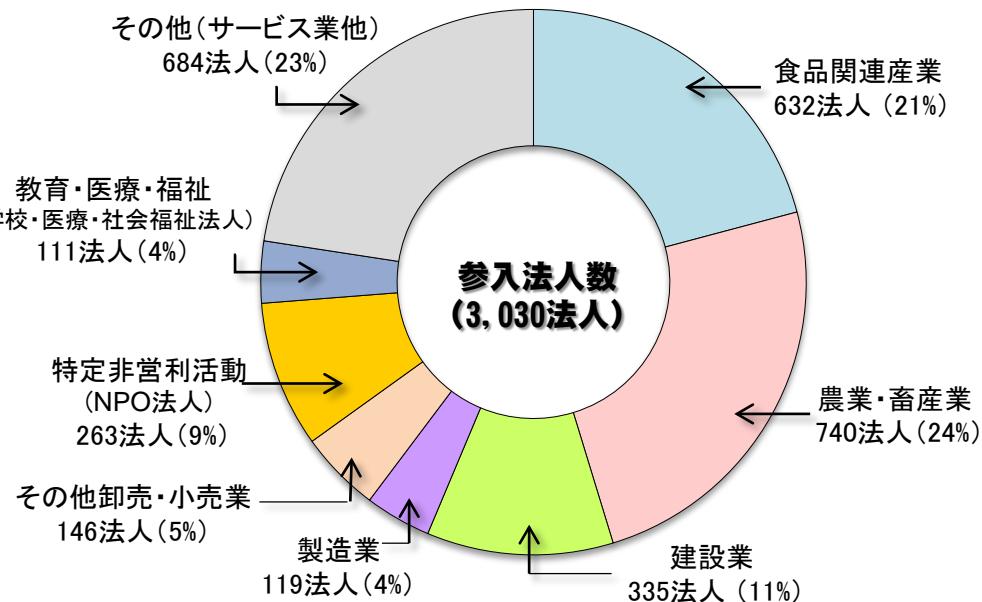
- 平成21年に自由化されたリースによる農業参入については、21年改正後、改正前の5倍のペースで増加しており、平成29年12月末時点において、3,030法人が参入している。

- リースによる法人の農業参入の実績



- リース方式による参入企業の業種については、農業や畜産業も2割程度あるが、食品関連産業や建設業など農外企業による参入が主となっている。

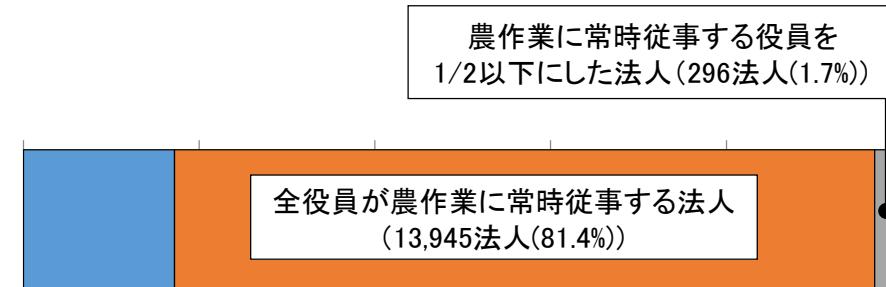
- リースによる農業参入法人(業種形態別)



### 3 農地所有適格法人の要件緩和の活用実績について

- 平成28年の役員要件緩和を活用している法人は、農地所有適格法人（17,140法人）のうち、1.7%（296法人）に止まっている。

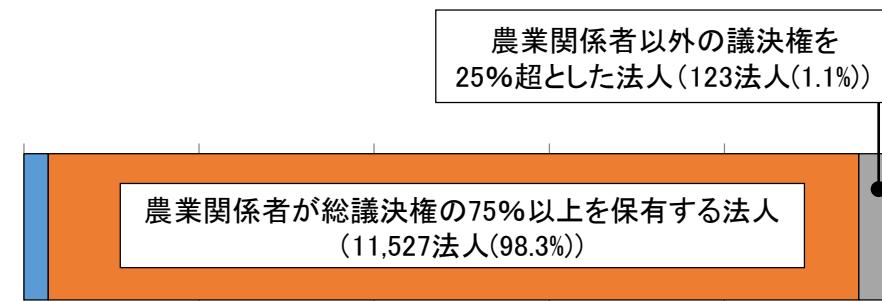
- 平成28年の役員要件緩和の活用状況



注:農地所有適格法人全体(17,140法人)に対する内訳  
※ 経営局農地政策課調べ(平成29年1月1日現在)

- 平成28年の議決権要件緩和を活用している法人は、株式会社形態の法人（11,728法人）のうち、1.1%（123法人）に止まっている。

- 平成28年の議決権要件緩和の活用状況



注:株式会社(特例有限会社を含む)形態の法人(11,728法人)の内訳

## 4 養父市の国家戦略特区における法人の農地所有の特例について

- 兵庫県養父市においてリースにより農業参入した法人は、平成29年12月末時点において、11社（経営面積は24.4ha）、そのうち平成28年9月に施行された改正国家戦略特区法による特例を活用して農地を取得した法人は、平成30年8月時点で5社（経営面積は21.0ha）となっている。

5社が所有している農地の面積は合計1.3haであり、経営面積全体の6%程度に過ぎない。

- これらの会社が農地を所有した理由の大部分は、地域と調和を保ちながら農業を行うためとしている。

### ○ 特例措置を活用した法人(5社)が所有する農地の面積等

	経営農地面積 (ha) (H30.5.1時点)	養父市の 農地面積等	
		所有面積	
A社	8.7	0.3(3.4%)	①農地面積:1,510ha (H29.7.15時点)  ②リースによる参入:11法人 [経営農地面積:24.4ha] (H30.8.1時点)
B社	10.7	0.6(5.6%)	
C社	0.7	0.3(42.8%)	
D社	0.1	0.1(100%)	
E社	0.8	0.02(1.9%)	
合計	21.0	1.32(6.3%)	

※ 経営局農地政策課調べ、耕地及び作付面積統計より

### ○ 特例措置を活用した法人が農地を所有した理由等

	農地を所有した理由
A社	ニンニクの栽培技術の実証を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため。これと合わせて乾燥施設等の整備や土壌改良を行い、ニンニクのブランド化を目指す。
B社	酒米の作付面積の拡大を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため。これと合わせてライスセンタ等を整備し、高品質な酒米及び日本酒を生産する。
C社	リンドウの作付面積の拡大を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため。これと合わせて園芸施設等を整備し、本格的なリンドウ生産に取り組む。
D社	小規模水耕栽培の実証を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため。実証技術の普及等を通じて、地域の農家等と一緒にとした効率的・安定的なレタス生産に取り組む。
E社	地域との調和が保たれた養蜂事業を円滑かつ迅速に実施するため、蜜源作物の栽培や養蜂に携わる人材育成の実習場所として活用する。

※ 経営局農地政策課調べ及び養父市の国家戦略特別区域 区域計画より

## 5 農地所有適格法人の経営発展上のニーズ

- 農業者が設立した農地所有適格法人の中には、大規模化を進めた結果、経営ノウハウの共有や資金調達の円滑化の観点から、役員を複数会社で兼務させたい等の希望があるものも出てきている。
- 上記の場合、現状では農業者による法人の意思決定を担保するために、役員要件（農業に常時従事（150日以上）する者が、全役員の過半を占めていること）等との関係で、農地法上制限されている。
- 上記の例は、
  - ① 農業者による意思決定は維持されていると思われるものの、
  - ② 農地所有適格法人の要件については、企業が農業から撤退したり、農地が産廃置場になるのではないかといった農業・農村現場の懸念上、問題がないかどうかを見極める必要もあり、なお慎重な検討を要する。

### ○ 農業者が設立し、大規模化した法人の経営発展上の課題

#### ○ N県の法人

##### (1) 経営の概要

平成17年、新規就農により法人を設立。当初の経営農地面積は3haであったが、平成30年1月現在、127.4haで水稻を栽培（他に、グループ化している法人2社を含めると、全体の経営面積は、182.6ha）。

法人設立後、経営改善計画の認定を受けている（これまでに2回更新）。

##### (2) 経営発展上のニーズ

水稻の栽培方法や農業経営のノウハウを共有するため、ノウハウを持っている役員を複数のグループ会社で兼務させたかったが、農地法上、1社当たり年間150日以上農業に従事する必要があることから、役員全2名で1社ずつの兼務に留めざるを得なかった。

※ 農林水産省農地政策課が法人から聞き取り